

○沖縄市ゆらていく広場条例

(平成26年3月17日条例第11号)

沖縄市ゆらていく広場条例(平成17年沖縄市条例第20号)の全部を改正する。

(目的及び設置)

第1条 市民の憩い及び交流の場として広く開放するとともに、各種の祭り、催物、集会等の利用に供するため、沖縄市ゆらていく広場(以下「ゆらていく広場」という。)を設置し、その管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 ゆらていく広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 沖縄市ゆらていく広場

位置 沖縄市照屋一丁目61番地

(利用の許可)

第3条 ゆらていく広場を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) ゆらていく広場の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、ゆらていく広場の管理上支障があると認められるとき。

(利用許可の取消し等)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ゆらていく広場の利用許可の取消し又は利用の制限若しくは中止を命ずることができる。

(1) ゆらていく広場を利用する者(以下「利用者」という。)が許可を受けた利用の目的に違反したとき。

(2) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は市長の指示した事項に違反したとき。

(3) 利用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。

(4) 前条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 前項の規定による利用許可の取消し又は利用の制限若しくは中止によって利用者が被った損失については、市はその責めを負わない。

(権利譲渡等の禁止)

第5条 利用者は、ゆらていく広場の利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料の納入)

第6条 利用者は、別表に掲げるゆらていく広場の利用に係る料金(以下「使用料」という。)を前納しなければならない。ただし、市長が後納を認める場合は、こ

の限りでない。

(使用料の減免)

第7条 市長は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第8条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復義務)

第9条 利用者は、その利用が終わったとき、又は第4条第1項の規定による利用許可の取消し若しくは利用の中止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第10条 利用者は、故意又は過失によりゆらていく広場の施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の沖縄市ゆらていく広場条例（以下「旧条例」という。）の規定によってなされた申請その他の行為は、この条例による改正後の沖縄市ゆらていく広場条例の相当規定によってなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定に基づく利用の許可を受けている者の利用料金については、なお従前の例による。

別表(第6条関係)

時間 区分 \	9時～13時	13時～17時	17時～21時	9時～17時	9時～21時
平日	4,000円	4,000円	4,000円	8,000円	12,000円
土・日・祝祭日	4,800円	4,800円	4,800円	9,600円	14,400円

備考 利用時間を超過して利用する場合又は利用時間を変更して利用する場合の使用料は、それぞれの区分における1時間当たりの使用料を基準として算出する。この場合において、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とみなす。